

◆ 学会動向 ◆

日本地方財政学会第22回大会

川瀬光義(京都府立大学)

はじめに

日本地方財政学会第22回大会は2014年5月24日・25日に、福島大学において開催された。大会では、2つのシンポジウム(原子力災害と地方自治体、平成大合併の検証)が実施されたほか、14の分科会において43本の研究報告があった。分科会の内訳は、企画セッション1(地方交付税60年 制度運営の過程に学ぶ)、共通論題11(教育・福祉財政、北米の地方財政、中国の地方財政、公共施設と地方財政2、地方公共サービスの費用と効果、財政健全化と地方債、ヨーロッパの地方財政、市町村合併、地方交付税)、自由論題2であった。

以下では、筆者が参加した2つのシンポジウムを中心に大会の概略を報告する。

シンポジウム「原子力災害と地方自治体」

本シンポジウムでは、まず福島大学名誉教授で、福島県復興ビジョン検討委員会座長代行などを務めておられる鈴木浩氏の基調講演で始まった。鈴木講演は、主として次の3つの柱で行われた。まず「東日本大震災・福島原発災害とその特質」として、人口減少・高齢社会が先行する地域を襲った大災害であること、地域の基幹産業である第1次産業を壊滅させたこと、基礎自治体のマンパワー不足が指摘される中での災害であったことなどが指摘された。次いで「福島原発災害と復興に向けた課題」では、復興への見通しが立たず長期化する避難生活を支援することも重要な課題と認識されるようになったこと、双葉町

の避難所が2年以上も存続せざるを得ない事態を放置した災害救助法にもとづく施策の欠陥などが指摘された。そして「復興の現状」では、町民が県内30ヶ所に避難している浪江町の復興をどう進めていくのかという課題、原発災害によって長期避難を強いられている被災地や被災者に対して「防災集団移転事業」に該当する事業がないという問題、欧州では「放射線防護」の一手段にすぎない「除染」に偏った日本の施策の特異性、などが指摘された。

この基調講演を受けて、清水修二(福島大学)氏が、双葉町における被災の現状と復興への課題について報告した。全村避難を余儀なくされた同町は、7千人余の町民が県内外に避難しており、いつ帰還できるかもまったく見通しが立たない状態にある。こうした状況の下での財政問題として、税収減を補填している復興特別交付税が2015年度までの時限措置であること、福島第1原発の廃炉による固定資産税の減収、見なし算定されている普通交付税の見通し、町民税減免が打ち切られた場合に住民流出が加速化する恐れ、などが指摘された。

次いで遠藤雅幸川内村村長による、同村における帰村の取組についての報告があった。同村は、約4割が第1原発の20km圏内にあり全村民避難となったが、放射線量が比較的低く2012年1月には帰村宣言をおこなった。しかしながら、13年1月現在、50歳以上の帰村率は64.2%であるのに対し、50歳未満のそれは31.6%であるという。報告では、若年層の帰村をすすめる施策の重要性とともに、初期の段階で原発事故に関する情報が十分に公開・伝達されなかったことによる行政への不信感が未だに払拭されていないことが

強調された。

復興庁統括官である岡本全勝氏は、避難区域の現状、事故処理の状況、そして復興施策の実情などについて報告をおこなった。とくに、原発事故の影響により減少した子どもの運動機会を確保するための、「子ども元気復活交付金」の活用事例について詳しい紹介があった。

最後に井上博夫（岩手大学）氏が、双葉郡8町村と飯館村の復興にあたっての課題について報告した。井上氏は、避難の特徴として、地域による差異、人による差異、強制避難と自主避難の差異があり、それ故、復興に当たっては「多様な事情や合理的不安への配慮が必要である」と指摘した。また、市町村の復興計画の状況についても、避難指示が解除され帰還をすすめている町村、早期の帰還を目指している町村、帰還の見通しが立てられない町村があり、「無理に1つの選択を決めると住民が引き裂かれるだけである」ことが強調された。

以上の講演・報告を受けたパネルディスカッションでは、「避難者の法的地位をどのように考えるか」、「各自治体が存続していく見通しはあるのか」、「中間貯蔵施設の安全性、その立地対象となった自治体の将来像」などをめぐって質疑応答がおこなわれた。鈴木氏からは、地方財政学会への期待として、市町村が名実ともに復興の担い手となるにはどのような手立てが必要か、除染についての費用対効果をどう考えるか、現状のような復興予算の使い方でのいいのか、などの課題が提起された。

シンポジウム「平成大合併の検証」

合併特例法の改正を契機として合併促進政策がすすめられ始め15年が経過し、早くに合併をおこなった自治体では、普通交付税の合併算定替の適用期間の終了を迎えようとしている。こうした状況を背景として、これまでの合併政策の実情を検証することを目的として本シンポジウムが設定された。まず小西

砂千夫（関西学院大学）氏が、「市町村合併は地方財政ではなく地方自治の課題」、「事務配分にふさわしい圏域の設定と法的権限、および職員体制等の整備という意味で行政体制整備である」という視点から、このたびの合併政策の経緯を詳しく紹介された。報告の最後には、数日前に成立した地方自治法の一部改正について「合併を選択しなかった小規模町村に対する行政体制整備としてのフォローアップ」という評価がなされた。

川瀬憲子（静岡大学）氏は、合併政策が自治体財政にどのような影響を及ぼしたかを検証した。主たる事例として取り上げられた旧静岡市と旧清水市の合併をみると、多額の合併特例債の発行により大規模社会資本整備が進められた一方、人員削減や公共料金の引き上げ等が着実にすすんでいる。また12町村が合併した浜松市の場合、合併特例債はさほど発行されなかったものの、人員削減や公共サービスの民営化、公共施設の統廃合がすすんでいる実態が明らかにされた。

牧田実（福島大学・非会員）氏の報告は、14市町村が合併した新潟県上越市における地域自治区の実情に関するものであった。上越市では、2005年に旧13町村ごとに設けた特例制度としての地域自治区を09年には一般制度としての地域自治区へ移行した。ほぼ同時期に、合併前の上越市にも15の一般制度としての地域自治区が設けられた。主たる分析対象は、比較的豊かな農村で合併に消極的であった旧頸城村であり、キーワードは「地域事業費」である。これは旧13町村の総合計画を新市建設計画に反映させることを目的とした制度であった。この事業費の廃止をめぐる一連の過程を詳細に検証することによって、「旧村の地域利害の表出と広域的に再編された「公共性」との相克という、合併をめぐる普遍的な問いが提起されている」と総括された。

以上の3報告を受けたパネルディスカッションでは、「合併の過程をみると行政体制整備というよりは財政が主たる問題であったといえるのではないか」、「合併した自治体がすべて財政悪化しているわけではないのではな

いか」,「静岡・清水の合併にみられるような公共料金の引き上げや人員削減などは合併にかかわらずどの自治体も程度の違いはあれ行っていることであり,合併政策がもたらしたと一概に言えないのではないか」,「旧町村に設けられた総合事務所の統廃合がすすむと地域自治区の機能に影響するのではないか」などをめぐって,質疑応答がなされた。

おわりに

このほかに,地方交付税60年を検証した

企画セッションも,多くの参加者を得て活発な討論がなされたようであるが,筆者は同時時間帯に他の分科会での討論者であったため参加することができなかった。ともあれ,原子力災害,合併政策,そして地方交付税と,いずれも本学会の重要な課題に関するセッションが設けられるなど,たいへん充実した大会であったといえよう。

最後に,北村裕明(滋賀大学)氏が理事長の任期を全うされ,植田和弘(京都大学)氏が新理事長に選出されたことを報告しておく。